

槻沢小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策基本法（以下「法」という。）（平成25年法律第71号第2条）

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの未然防止に向けて

- ア 人づくり教育を推進し、児童が将来、自己実現を図れるよう人格の基盤づくりをしていきます。
- イ 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ウ 児童一人一人がいじめの問題を教職員自身の問題として認識し、「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、学校組織をあげた計画的な指導を実践します。
- エ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(3) いじめの早期発見に向けて

- ア いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の僅かな変化を見逃さないようにします。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- エ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- オ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

(4) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- イ いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思込むことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
- エ いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(5) 本方針の見直しについて

- ア 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況等を学校評価の項目に位置づけて、必要に応じて見直しを図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ対策委員会」を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、事案対処に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、児童指導主任、学級担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、学習指導主任、心の教室相談員、市のスクールカウンセラー

(2) 未然防止・早期発見対策（定期開催）

ア 未然防止対策

- (ア) 学業指導の充実に向けた指導計画の立案
- (イ) 指導計画の進捗状況の把握
- (ウ) 定期的ないじめに関する意識調査、集団を把握する調査の実施
- (エ) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケート調査等の結果の分析共有
- (オ) いじめ防止に向けた道德教育、特別活動等の実施状況の把握と改善策の検討
- (カ) 教育相談体制のチェック
- (キ) 校内研修会の企画、立案
- (ク) 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- (ア) 定期的ないじめの実態を把握するためのアンケートの実施、評価、改善
- (イ) 情報交換による児童の状況の共有
- (ウ) いじめが疑われる案件の事実確認・判断

(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

ア 事実関係の把握

学校は、アンケート調査、児童生徒・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努めます。

校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行います。

イ 「いじめ対策委員会」の対応

以下のことを、関係者及び関係機関と連携しながら行います。

- (ア) 報告・調査方針・分担等の決定
 - a 目的を明確にする。
 - b 行動の優先順位を決める。
 - c いつまでに誰が何をするのかを明らかにする。
- (イ) 調査・事実関係の把握
- (ウ) 指導方針の決定、指導体制の確立
(指導、支援の対象と、手立てを明確にする)
 - a 学校、学年、学級への指導、支援
 - b 被害者、加害者等への指導、支援
 - c 観衆、傍観者等への指導、支援
- (エ) いじめ解決への指導・支援
- (オ) 継続指導・経過観察

3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行います。

(1) いじめの防止

ア いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みさせます。未然防止の基本として、児童に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

イ 学校は、児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

ウ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(ア) 人権を尊重すること、人を傷つけないこと、いのちの大切さを指導するために人権教育の充実を図ります。

(イ) 互いに思いやる心を育て、児童にルールやマナーを守るなどの規範意識を身に付けさせるよう、道徳教育や集団活動の充実を図ります。

(ウ) 体験活動を通して、他者を認め、尊重する心を高めるため、必要な取組を行います。

エ 発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

オ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

カ 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的思考・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。

キ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童(以下「被災児童」という。)については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) 早期発見

- ア 『いじめ』の理解と対応（改訂版）」（平成24（2012）年 栃木県教育委員会）のチェックシート等を活用して、日常的に児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- イ 定期的なアンケート調査や個人面談等を実施します。
- ウ 児童や保護者の悩みを受け止めることができる相談体制の充実を図ります。
- エ 保護者に対して、いじめについての関心を高めるための啓発を行います。
- オ 学校いじめ対策組織を定期的に関き、問題行動や支援を要する児童の情報を共有します。
児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しています。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。

(3) いじめに対する措置

- ア 被害児童から事実関係の聴取を行います。その後、迅速に当該児童の保護者に事実関係を伝え、当該児童の安全を確保をします。
- イ 加害（加害の疑いを含む。）児童からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校はいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。また、事実関係を迅速に当該児童の保護者に連絡します。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は警察に相談し、又は通報します。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないものです。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要です。この相当の期間とは、少なくとも3か月が目安です。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定します。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。

(5) 学校評議員会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校評議員会」等を活用したり、青少年の健全育成を目指して学校、家庭及び地域が一体となった連絡会議を開催したりするなど、いじめの問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。